

冬の盛岡を 安全・安心に 除 排 雪 対 策

市は、冬の安全な交通の確保を目指し、市道の除排雪を実施します。また、バス路線など主要交差点を中心に凍結防止剤を散布します。現在、市道の総延長は2140*₀にも及び、全ての市道の除排雪には対応できません。自宅の前や身近な道路は、町内・近所で協力し合って除排雪をお願いします。

【問】除排雪対策本部 ☎603-8004 【広報ID】1001818



除雪 と 排雪 の違い

- 除雪** ▶ 道路上の雪をかき分け通行スペースを確保する作業
- 排雪** ▶ 雪をトラックに積み込み、雪置き場へ運搬する作業



本年度の除排雪体制

※除排雪作業時間は降雪状況に応じて変わります

出動判断と指示の流れ

気象情報提供業務委託先からの最新の気象情報や市内6か所設置の道路状況監視カメラからの路面情報を確認し、16時に出動判断



除雪作業の優先順位

バス路線などの幹線道路は6時、その他の幹線道路は7時までを完了目標とし、その後生活道路の作業をします。

バス路線などの幹線道路



生活道路



市の除雪基準に合致した情報の場合、翌日早朝までに作業を完了できるよう全業者に出勤指示



市の除雪基準

- 降雪量が10*₀を超えたとき
- 路面の吹きだまりが著しいとき
- 車体の底が接触するほどの「わだち」ができたとき



市指定の雪置き場



大量にたまった雪は、市指定の12カ所の雪置き場（下記表）に排雪してください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。【広報ID】1001820

- 1 好摩の旧道路敷（好摩跨線橋 西側交差点南西）
- 2 渋民運動公園の河川敷（野球場外周 北上川合流地点）
- 3 上田字小野松の旧道路敷（観音橋南側 四十四田ダム側）
- 4 繁字北ノ浦のダム敷地（雫石川右岸 繁字北ノ浦地内）
- 5 上太田字上川原の河川敷（雫石川右岸 上太田上川原地先）
- 6 大沢川原一丁目の河川敷（中津川右岸 大沢川原一丁目地先）※

※6 利用は8時から17時まで。10*₀以上の車両は進入できません。混雑するので、なるべく他の雪置き場を利用してください

※7 利用は8時から17時まで。一般車両は河川敷沿いの道路を利用してください。国道4号からは左折するようにお願いします

- 7 東仙北二丁目の河川敷（北上川右岸 東仙北二丁目地先）※
- 8 門の河川敷（北上川左岸 門字沓打場地先）※
- 9 三本柳の河川敷（北上川左岸 三本柳15地割地先）
- 10 湯沢西一丁目の駐車場（湯沢西一丁目15番852）
- 11 手代森の河川敷（北上川左岸 手代森28地割地先）※
- 12 東見前の河川敷（北上川右岸 東見前2地割地先）

※8 河川敷へは国道396号側から左折して進入するようご協力ください

※11 河川敷へは10*₀以上の車両は進入できません



右記の場合に市公式SNSを通じて、除排雪に関する情報をお知らせします。公式アカウントは、表紙をご確認ください。

- 市内全域で一斉に除雪作業を実施するとき
- 市が指定する雪置き場が、許容量を超えて使用できないとき



SNSで情報発信します



除排雪作業に ご協力ください

昨年度、除排雪や凍結防止剤の散布にかかった費用は、市全体で約7億円。市は業者などに委託して、できる限り除排雪作業に取り組みますが、路地や戸口の除排雪までは行き届かない状況です。安全に効率よく作業するため、次のことにご協力ください。

道路へ雪を出すのは厳禁

ご自身で除雪した雪を道路へ出している人を見かけます。道路への雪出しは交通の妨げや交通事故の原因になります。道路に雪は出さないでください。



玄関前の雪は各ご家庭で

通勤・通学路の確保や緊急車両の通行確保を優先するため、自宅前に残った雪まで手が回りません。除雪機械が通った後は、雪の片付けにご協力をお願いします。



路上駐車禁止

路上駐車している車があると、除雪機械が前へ進めなくなってしまいます。その結果、作業が大幅に遅れ地域全体の迷惑になります。



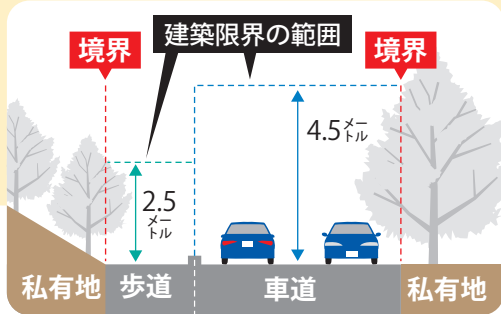
道路上の支障物は 降雪前に必ず撤去を

車庫の出入口などに設置されている段差解消ブロックなどがあると、除雪作業に支障をきたす恐れがあります。降雪が予想される際は早めに撤去しましょう。



降雪前に樹木剪定を

道路に樹木の枝などがはみ出していると、除雪作業の際に除雪機械が通行できず、作業に支障をきたす恐れがあります。降雪前に早めの枝切りをしましょう。



深夜・早朝の除雪作業にご理解を

除雪作業は、一般通行が少ない深夜・早朝に行う場合が多いため、除雪機械の騒音などが聞こえやすくなることがありますが、ご理解をお願いします。



福祉除雪のお知らせ

来年
3月31日(月)
まで



市は、1人暮らしの高齢者や身体障がい者などの世帯で、家庭や地域での除雪が困難な場合に、玄関先から道路出入口までの通路を除雪します。※事前の予約は受け付けていません

市職員による福祉除雪

【申し込み】積雪時に、市除排雪対策本部 ☎603-8004 で電話受け付け。原則、受け付けした翌日以降に作業します

ボランティアによる福祉除雪

市社会福祉協議会が、ボランティアを紹介します。前日からの積雪量20*₀以上が紹介の目安です。

【申し込み】積雪時に、市社会福祉協議会 ☎651-1000 で電話受け付け。受付時間は8時半～16時です。活動できる範囲が限られるので、受け付け後、派遣できるかどうかや派遣費用などについて連絡します



除排雪の問い合わせ

除排雪対策本部の設置期間 ▶ 12月1日(日)～来年3月31日(月)

- 国道4号・国道46号
 - ▶ 国土交通省盛岡西国道維持出張所 ☎687-5888
- 国道106号、282号、396号、455号、県道
 - ▶ 盛岡広域振興局土木部道路環境課 ☎629-6646 (月～金曜の8時半～17時15分)
 - ☎629-6521・629-6507 (夜間、土・日曜、祝日)

- 市道(玉山地域を除く) ▶ 除排雪対策本部 ☎603-8004
- 農道(玉山地域を除く) ▶ 農政課 ☎613-8459
- 林道(玉山地域を除く) ▶ 林政課 ☎613-8451
- 玉山地域の市道・農道・林道・雪置き場など
 - ▶ 玉山総合事務所建設課 ☎683-3839
- 雪置き場(玉山地域を除く) ▶ 道路管理課 ☎613-8543

ホームページからお問い合わせを

電話による問い合わせは混み合うため、つながりにくい場合があります。市ホームページのお問い合わせ専用フォームをご利用ください。【広報ID】1001825

